令和3年第3回 城里町議会定例会会議録 第4号

令和3年9月17日 午後 2時03分開議

1. 出席議員(14名)

1番	桜	井	和	子	君	8番	河原	并	大	介	君
2番	加重	흏木		直	君	9番	関		誠-	一郎	君
3番	猿	田	正	純	君	10番	阿久	、津	則	男	君
4番	藤	咲	芙美	美子	君	11番	小	林	祥	宏	君
5番	片	岡	藏	之	君	12番	杉	Щ		清	君
6番	薗	部		_	君	13番	鯉	渕	秀	雄	君
7番	三	村	孝	信	君	14番	小	圷		孝	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町					長		上边	遠野		修
副	町						仲	田	不二	二雄
教		;	育		長		髙	岡	秀	夫
代	表	監	查	委	員		横	倉	好	夫
ま	ちづ	<	り戦	略 課	長		小	林	克	成
総		務	課	Į	長		Щ		成	治
町		民	課	Į	長		雨	宮	忠	芳
町	民	課	長	補	佐		加	藤	孝	行
財	務	課	長	補	佐		江	幡	守	仁
税		務	課	Į	長		佐	藤		宰
健	康	保	険	課	長		飯	村	正	則
長	寿	応	援	課	長		稲	Ш	弘	美
福	祉	_	ども	課	長		Щ	﨑	栄	_
農	業	政	策	課	長		増	井	栄	_
都	市	建	設	課	長		大	津	好	男
下	水	=	道	課	長		所		克	実
会計課長(会計管理者) 久保田 和 美										

水道課長阿久津惠三農業委員会事務局長高瀬浩文教育委員会事務局長園部繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長阿久津雅志主任書記町田めぐみ書記髙丸哲史

1. 議事日程

議事日程第4号

令和3年9月17日(金曜日) 午後 2時03分開議

日程第1 議案第35号 城里町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第2 議案第36号 城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 の制定について

日程第3 議案第37号 損害賠償額の決定及び和解について 日程第4 議案第38号 損害賠償額の決定及び和解について

日程第5 議案第39号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第6 議案第40号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第7 議案第41号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第8 議案第42号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第9 議案第43号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第10 議案第44号 損害賠償額の決定及び和解について(追認) 日程第11 議案第45号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第12 議案第46号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第13 議案第47号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第14 議案第48号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第15 議案第49号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第16 議案第50号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第17 議案第51号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第18 議案第52号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第19 議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第20 議案第54号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

日程第21	議案第55号	損害賠償額の決定及び和解について (追認)
日程第22	議案第56号	損害賠償額の決定及び和解について (追認)
日程第23	議案第57号	損害賠償額の決定及び和解について (追認)
日程第24	議案第58号	損害賠償額の決定及び和解について (追認)
日程第25	議案第59号	損害賠償額の決定及び和解について (追認)
日程第26	議案第60号	令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)について
日程第27	議案第61号	令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
		について
日程第28	議案第62号	令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
		について
日程第29	議案第63号	令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)につ
		いて
日程第30	議案第64号	令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
		について
日程第31	議案第65号	令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1
		号) について
日程第32	議案第66号	令和3年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について
日程第33	議案第67号	令和2年度城里町一般会計決算認定について
日程第34	議案第68号	令和2年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第35	議案第69号	令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第36	議案第70号	令和2年度城里町介護保険特別会計決算認定について
日程第37	議案第71号	令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第38	議案第72号	令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定につい
		て
日程第39	議案第73号	令和2年度城里町水道事業会計決算認定について
日程第40	請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府
		予算に係る意見書採択を求める請願
日程第41	議会運営委員	員 会の閉会中の所掌事務調査について
日程第42	総務民生常任	E委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程第43	教育産業常行	E委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程第44	報告第30号	城里町議会議員及び城里町長選挙における選挙運動の公費負
		担に関する規程
日程第45	報告第31号	城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交
		付要綱
日程第46	報告第32号	城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別

給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱

日程第47 報告第33号 令和2年度城里町一般会計継続費精算報告書

日程第48 報告第34号 令和2年度地方公共団体健全化法に関する健全化比率及び資 金不足比率

日程第49 報告第35号 令和2年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

日程第50 報告第36号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書

日程第51 報告第37号 株式会社物産センター山桜決算報告書

日程第52 報告第38号 城里町国土強靭化地域計画

日程第53 報告第39号 例月出納検査報告(6月、7月、8月)

追加日程第1 発議第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る 意見書

追加日程第2 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書

追加日程第3 発議第9号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

1. 本日の会議に付した事件

議案第35号

議案第36号

議案第37号

議案第38号

議案第39号

議案第40号

議案第41号

議案第42号

議案第43号

議案第44号

議案第45号

議案第46号

議案第47号

議案第48号

議案第49号

議案第50号

議案第51号

議案第52号

議案第53号

議案第54号

議案第55号

議案第56号

議案第57号

議案第58号

議案第59号

議案第60号

議案第61号

議案第62号

議案第63号

議案第64号

議案第65号

議案第66号

議案第67号

議案第68号

議案第69号

議案第70号

議案第71号

議案第72号

議案第73号

請願第1号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第30号

報告第31号

報告第32号

報告第33号

報告第34号

報告第35号

報告第36号

報告第37号

報告第38号

報告第39号

発議第7号 発議第8号 発議第9号

午後 2時03分開議

議員の出欠

〇議長(関 誠一郎君) 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変 ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

開議の宣告

○議長(関 誠一郎君) 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長、課長補佐がそれぞれ出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろ しくお願いいたします。

また、クールビズ対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可 しております。

議事日程の報告

○議長(関 誠一郎君) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案の修正

○議長(関 誠一郎君) ここで、都市建設課長、財務課長補佐、会計課長、長寿応援課長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

都市建設課長大津好男君。

〇都市建設課長(大津好男君) 先日の議会全員協議会において、議員各位のほうから、

損額賠償額の決定及び和解についての議案について、内容が分かりづらいものと相違して いる部分について差し替えを行っております。これについてご説明したいと思います。

議案第37号の部分でご説明したいと思います。

今回差し替えした部分についてですが、事故発生の日時について、発生時間の追加をしているもの、それと事故の原因について、ここが一番分かりづらいというご指摘があった部分ですが、相手方がどういう状況であったか、何が原因で事故が起きているのか。それと、損害賠償額の決定、和解についての部分の、事故の人身であるか物損であるかという表記ということで、都市建設課所管の分については、破損させた物損事故であるというふうに事故の原因の説明のほうを修正して、今回差し替えさせていただいております。

ほかの議案についても同様でございまして、都市建設課所管分の議案第37号から第59号までの分については、最新の差し替えの部分についてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(関 誠一郎君) 財務課長補佐江幡守仁君。
- ○財務課長補佐(江幡守仁君) 財務課所管分につきましてご報告をさせていただきます。 同じく、議案第38号をはじめ損害賠償額の決定及び和解について及びその追認議案について、議員各位よりご指摘を受けた部分について、修正の上、提出をさせていただきます。 現在表示させてございますのが議案第38号になります。同じくご指摘をいただきました 事故の発生年月日に時間を追記いたしまして、あわせて、事故発生場所についても、地内 ととどめていたところ、詳細な情報を入れてございます。

また、過失割合につきましては、町だけでなく相手方も表示し、事故の原因についても、 第38号はそのままなんですが、そのほかの議案につきましては、より補足説明を加えさせ ていただいているところでございます。

財務課所管分といたしましては、現在表示している第38号以外に、第39号、第41号、第43号、第44号、第49号、第52号、第53号、第57号が財務課所管分として、全て修正で提出をさせていただいておりますので、併せてご審議をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(関 誠一郎君) 会計課長久保田和美君。
- 〇会計課長(会計管理者)(久保田和美君) 議案第67号の修正になります。

令和2年度城里町一般会計決算書の一部に誤りがありましたので、訂正をさせていただ きたいと思います。

決算書86ページになります。

(4)番の出資による権利の寄託金の中の茨城県信用保証協会の決算年度中増減高ゼロをマイナスの393万円に、決算書年度末残高210万8,000円を171万5,000円に、合計の決算年度中増減額ゼロをマイナス39万3,000円に、決算年度末現在高の6,676万5,000円を6,637万2,000円に訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(関 誠一郎君) 長寿応援課長稲川弘美君。
- ○長寿応援課長(稲川弘美君) 令和2年度決算資料事業報告書の長寿応援課所管分に一 部誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。画面のほうが、議案書ではないの で表示できませんので、申し訳ありません。

事業報告書5ページにおける44番敬老事業の成果等欄でございます。2列目の「式典を 開催するとともに」を「記念品を配付し」に訂正させていただきます。大変申し訳ござい ませんでした。

〇議長(関 誠一郎君) ここで、執行部に一言、私のほうからお願いがございます。

今まで長時間、時間をかけて決算審査、いろんな議員各位、調査してきた中で、最終日 に訂正と、これはやっぱり執行部の緊張感が足りない。もう少し課内で情報の共有をして、 正確なものの提出をこれから求めます。

- 〇議長(関 誠一郎君) 14番。
- **〇14番(小圷 孝君)** 一言言わせてください。

非常に、代表監査委員が1人で決算審査をやったようですけれども、その後にこういう 訂正が出てくるようになったのもおかしいと思うんだけれども。それで、私も監査やって きて、数字の違いが指摘すると、答えが合うまで、5枚くらいの数字の違いです、違いで すと言って、5枚も出さなければ合わないような事務をやっているということが、私にす れば不愉快ですので、今後こういうことがないように、町長は、こういうことが出ている んですから、副町長、町長は、懲罰はどう考えているんですか。

○議長(関 誠一郎君) 議事を進めます。

議案第35号 城里町過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長(関 誠一郎君) 次に、日程第1、議案第35号 城里町過疎地域持続的発展計画 の策定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号 城里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

〇議長(関 誠一郎君) 日程第2、議案第36号 城里町過疎地域における固定資産税の 課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号 損害賠償額の決定及び和解について

〇議長(関 誠一郎君) 日程第3、議案第37号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号 損害賠償額の決定及び和解について

○議長(関 誠一郎君) 日程第4、議案第38号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

「「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第5、議案第39号 損害賠償額の決定及び和解について (追認)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第6、議案第40号 損害賠償額の決定及び和解について (追認)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第7、議案第41号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第8、議案第42号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第9、議案第43号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第10、議案第44号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第11、議案第45号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第12、議案第46号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-176-

議案第47号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第13、議案第47号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第14、議案第48号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第15、議案第49号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第16、議案第50号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第17、議案第51号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

〇議長(関 誠一郎君) 日程第18、議案第52号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第19、議案第53号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第20、議案第54号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第21、議案第55号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

地方自治法第117条、除斥の規定により、14番小圷 孝君の退席を求めます。

[14番小圷 孝君退席]

○議長(関 誠一郎君) これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

〇議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

「替成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、小圷 孝議員の除斥につきまして、これを解除いたします。

[14番小圷 孝君復席]

議案第56号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第22、議案第56号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第23、議案第57号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第24、議案第58号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号 損害賠償額の決定及び和解について(追認)

○議長(関 誠一郎君) 日程第25、議案第59号 損害賠償額の決定及び和解についてを 議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

動議の提出

○議長(関 誠一郎君) ただいま、2番加藤木 直君ほか6名から、議案第60号 令和 3年度城里町一般会計補正予算(第2号)に対する修正動議が提出されております。

この動議は、所定の発議者が連署されておりますので、成立いたします。

ここで、議会事務局長に議案第60号に対する修正案を配付させます。タブレットに出ま すので。

[修正案配付]

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)について

〇議長(関 誠一郎君) これより、議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算 (第2号)についてと併せて修正案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番加藤木 直君。

[2番加藤木 直君登壇]

〇2番(加藤木 直君) 議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算に対する修正 案について説明をいたします。

修正案1ページをお開きください。

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。第1条中106億4,592万7,000円を105億9,642万1,000円に改める。

まず、事項別明細書により説明をいたします。分かりやすく、歳出のほうから説明いたします。

4ページをご覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉費の補正額5,106万2,000円を削除し、ゼロといたします。これは、おひさま学童クラブの施設整備工事及び工事管理費を削除するものです。

設計の入札をしたばかりで、まだ設計もできておりません。設計費も払っておりませんので、補正などする必要はまだないと、あり得ないということでございます。また、近傍の石塚開放学級を建設したばかりでありまして、この建設費は無駄であると考えられます。次のページ、5ページです。

6 款商工費、1項商工費、4目観光施設費の補正額1,021万6,000円を減額し、12万円に変更するものです。

道の駅かつら移転候補地の測量補償調査費887万7,000円と不動産鑑定費121万9,000円の補正額を削除し、報償金の補正額12万円は残す修正となります。これも、道の駅かつらの移転について、検討委員会の結果もまだ出ていないという段階での予算取りはあり得ません。

以上、おひさま学童クラブの工事管理費と道の駅かつらの移転候補地の測量補償調査費、 不動産鑑定費、合わせて6,115万8,000円を減額いたします。

この金額分を、3ページにある歳入の16款国庫補助金、17款県支出金、23款町債から減額します。さらに、1,165万2,000円を財政調整基金に積み立てることにより、歳入歳出を同額とする修正案でございます。

以上、議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算に対する修正案についてご説明 をいたしました。

以上。

○議長(関 誠一郎君) これより修正案に対する質疑に入りますが、注意点を申し上げます。

質疑は、あくまでも議案となっている事件について、議員各位が賛否などの態度決定ができるよう、不明な点について提出者への説明を求めるものです。したがって、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができませんので、申し添えます。

それでは、修正案についての質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

O議長(関 誠一郎君) 修正案に対する質疑はなしと認めます。

次に、原案となります議案第60号についての質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、原案に賛成者の討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 次に、原案及び修正案に反対者の討論はございませんか。 13番鯉渕秀雄君。

[13番鯉渕秀雄君登壇]

〇13番(鯉渕秀雄君) 令和3年度城里町一般会計予算修正案に対し、反対の立場から 討論をいたします。

修正案では、道の駅かつら、おひさま児童クラブの工事費を削除するとのことです。新型コロナウイルス感染予防のため、学校が休校になり、家庭で面倒を見てくれる大人がいない子供たちを、おひさま学童クラブは今日も必死に預かってくれています。学童クラブの重要性を誰もが認めているのに、学童クラブの予算を削るという修正案が出てくるということは残念でなりません。

おひさま学童クラブは、昨年4月から5月の緊急事態宣言に伴う休校の際には、在籍していない他の学童クラブの子供たちまで預かってくれました。子育て支援にかける熱意、そのときのすばらしい対応に、心から敬意を表したいと思います。

以下の3点の理由から、修正案に反対をいたします。

第1に、子供たちの安全を守り、快適な環境を提供するために必要な予算であるという ことです。

議員各位もご承知のとおり、常北幼稚園の園舎は耐震基準を満たしておらず、安全性に

問題があります。おひさま学童クラブは、耐震基準を満たしている図書室で活動していますが、図書室は狭い上に、トイレの際には、耐震基準を満たしていない園舎を利用せざるを得ない実態があります。このような状態を行政として放置することができないのは当然のことです。

おひさま学童クラブの子供たちの安全を守るため、そして快適な環境を提供するため、 一日も早く耐震基準を満たした学童クラブの建物を新築すべきであります。

第2に、おひさま学童クラブを石塚開放学級と合併させることは、学童クラブの環境を 悪化させるということです。

おひさま学童クラブは、現在27人の利用者があり、一方、石塚開放学級は現在40名の利用者があります。合計すると70名弱となります。学童クラブの人数については、おおむね40人以下が望ましいとされています。70人弱という規模は、このおおむね40人以下という基準を大幅に上回り、学童クラブの環境として望ましくありません。

集団が大きくなり過ぎることは、指導員の目が届かなくなるなど、学童クラブの質を低下させます。また、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザなどの感染症が発生した場合、感染を拡大させてしまいます。感染症の予防の観点からも、大集団をつくることは好ましくなく、20人から40人程度に2つに分けることが正しい判断と言えます。

この6月に建設した石塚開放学級の建物であれば、60人でも70人でも入れるとの意見があるようです。放課後児童クラブの設備基準は、児童1人につき、おおむね1.65平米以上とされていますが、1.65平米はあくまで最低基準であり、それさえ満たしていれば、詰め込んでもよいということではありません。

よく考えてみていただきたいと思います。1人1.65平米のスペースで伸び伸びと遊んだりすることができるでしょうか。1か所に60人も70人も詰め込んで、新型コロナやインフルエンザが流行してしまったら、どうするのでしょうか。それが今よりも安全で快適な学童クラブの環境と言えるでしょうか。

第3に、新築工事が城里町の財政に与える負担は小さいということです。

放課後児童クラブは、国と県が補助してくれた上に、70%の交付税措置がある合併特例債を充てるとのことで、町の負担はさらに割合が下がります。そのため、5,000万円の工事を行っても、城里町の負担は1,000万円程度になると見込まれます。建築費の5分の1程度の負担で放課後児童クラブが建設できるのに、子供たちの安全性や快適性を犠牲にして、これをやらないというのはいかがなものでしょうか。城里町は財政危機に陥っているわけではないのですから、この予算を削除するのは不適切です。

以上3点、修正案に反対する理由を説明いたしました。道の駅かつらについては、情報 が入っていませんでしたので分かりませんでした。

少子化の状況においても、石塚小学校の児童数が急激に減少することはありません。実際に、来年の石塚小学校の入学予定者は今年よりも多いと伺っております。また、共働き

の家庭が増えていることから、仮に児童数が減っても、学童クラブの利用者数はそれほど 減らないと考えます。

税金の使い方として、放課後児童クラブの建設に使うことは間違っていません。設計も 進んでおり、年内には工事の発注が可能になることから、来年の夏休み前に新しい建物が 完成するよう、議会としてもこの9月の定例会で可決すべきです。

良識ある議員各位に適切なる判断をお願いいたしまして、討論を終えます。

○議長(関 誠一郎君) 傍聴人に申し上げます。

傍聴席での拍手、声を上げること、禁止でございますので、よろしくお願いいたします。 次に、原案に賛成者の討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 次に、修正案賛成者の討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 原案及び修正案についての討論はなしと認めます。

討論を終結いたします。

次に、議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)についてを採決いた します。

最初に、修正案について採決いたします。

議案第60号に対する修正案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、修正案は可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除いたものを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

議案第61号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(関 誠一郎君) 日程第27、議案第61号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第62号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

〇議長(関 誠一郎君) 日程第28、議案第62号 令和3年度城里町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

〇議長(関 誠一郎君) 日程第29、議案第63号 令和3年度城里町介護保険特別会計補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号 令和3年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

〇議長(関 誠一郎君) 日程第30、議案第64号 令和3年度城里町公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(関 誠一郎君) 日程第31、議案第65号 令和3年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和3年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(関 誠一郎君) 日程第32、議案第66号 令和3年度城里町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

決算特別委員長報告

○議長(関 誠一郎君) 次に、決算特別委員会に付託されていました議案第67号 令和 2年度城里町一般会計決算認定についてから議案第73号 令和2年度城里町水道事業会計 決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

決算特別委員長河原井大介君。

[決算特別委員長河原井大介君登壇]

〇決算特別委員長(河原井大介君) 決算委員長よりご報告をいたします。

今期町議会定例会において決算特別委員会に付託されました議案第67号から議案第73号の7件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果について、各常任委員長よりご報告がございました。

総務民生常任委員会、9月8日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、 議案第67号 令和2年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第70号 令和2年度城里 町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続きまして、教育産業常任委員会は、9月5日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第67号 令和2年度城里町一般会計決算認定所管分及び議案第71号令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定から議案第73号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

各常任委員会とも、審査は執行部より関係課・局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出 決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部より答弁がなされ ました。

審査の結果、総務民生常任委員会所管分の4件の決算については、認定しないものと決定いたしました。また、教育産業常任委員会所管分の4件の決算認定は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、各委員からありました質疑について、別紙報告書のとおりでございますので、ご覧おいていただきたいと思います。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご指摘につきまして、 十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(関 誠一郎君) 以上で、決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、令和2年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員 長より提出されましたので、後ほどご高覧お願いいたします。

議案第67号 令和2年度城里町一般会計決算認定について

○議長(関 誠一郎君) 日程第33、議案第67号 令和2年度城里町一般会計決算認定に

ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

- 3番猿田正純君。
- **○3番(猿田正純君)** 決算認定の内容ですので、城里町の決算審査意見書、こちらも全く同じだと思いますので、意見書のほうについて質問がございます。 3回の質問なんですよね。

では、まず1回目の質問です。

まず、意見書の中の令和元年度と比較をしていますが、昨年報告した令和元年度の決算額に対し、修正している箇所はありますか。総務課長、質問します。

- 〇議長(関 誠一郎君) 総務課長山口成治君。
- ○総務課長(山口成治君) 3番猿田議員のご質疑でございますが、監査委員事務局としてご説明させていただきます。

ただいまご指摘のありました令和元年度、それと令和2年度の決算審査の意見書でございますが、この中で、6ページにあります地方債の現在高というところで、特別会計分につきまして、令和元年度決算としまして、利子10億8,269万8,760円と記載がされてございます。令和2年の決算につきましては、この点が誤記でありましたので、正しく修正をいたしまして、10億8,308万1,460円という数字に訂正させていただきました。昨年度の決算の資料のほうの間違いでありまして、大変申し訳なく思っております。おわびして、訂正のほうをさせていただきたいと思います。

これに伴いまして、特別会計の合計、その下段の合計欄の利子計、さらに対前年度比較利子計の分が、それぞれ38万2,700円プラスされまして集計されたものが、令和2年度に提出させていただいております令和元年度末地方債現在高という数字になってございますので、よろしくお願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

- 〇議長(関 誠一郎君) 3番猿田正純君。
- ○3番(猿田正純君) 今、特別会計の利子と計、それから合計のほうの利子と計、それから、対前年度比較の利子と計の6か所修正をしたというお話をお伺いしておりますが、私が意見書を比較しましたら、合計で11か所、数字が変わっているところがありました。この6件を抜きますと、このほかにあと5か所あります。

では、2回目の質問をさせていただきます。

まず一つは、修正したことを監査委員は承知をしているんでしょうか。それから、今、 総務課長が、2番目ですけれども、総務課長がお話があった前年度の分が間違っていたと いうことですが、ほかのところはまだお気づきにはなっていないですね。そこに対しても、 多分、昨年が間違っているのか、今年が間違っているのか、そこもお聞きをしたいんです けれども、これはいかがですか、修正箇所全部、去年と今年と違っているところを全部ま とめてきたんですけれども、これ、1回チェックしていただいてもよろしいですか。

- 〇議長(関 誠一郎君) 総務課長山口成治君。
- ○総務課長(山口成治君) それでは、後ほど資料のほうを拝見させていただければと思います。
- ○議長(関 誠一郎君) ちょっと待って、猿田さんが終わってから。 代表監査委員横倉好夫君。
- **〇代表監査委員(横倉好夫君)** 監査委員横倉です。 ちょっと把握していませんでした。
- 〇議長(関 誠一郎君) 3番猿田正純君。
- ○3番(猿田正純君) じゃ、3回目です。

勝手に数字を修正しちゃっていいんですか、これは。こういうふうになりますと、私たち議員にも修正したことを黙っていて、質問もなければ、そのまま通してしまうというようなやり方をされようとしていたんでしょうか。これは公文書偽造には当たらないんですか。今回ちょっとたくさん見つけたんで、少し言わせていただきます。

そのほかにも誤りがあるようですが、そのまま通してしまうのか、私がざっと見たところでも、今年の、これは文書は去年ので、今年はこっちのタブレットにしかありませんけれども、ざっと見ても、間違っているところも7か所ありました。もっとあるかもしれません。

とにかく、私は議員になってから、この監査意見書というのは前年度の対比ができて分かりやすいんで、関心があり、注意深く見ていました。決算認定後に間違いを修正した、これを修正したというのは決算認定後ですよね。ですから、ここで修正をしたという理由を私たちは聞きたいんですよね。

ですから、これは3番目の質問にさせていただきますが、仮にこういう書類などを、昔の町の職員の方々に聞くと、議案書というのは事前に作り、各課回覧をしてチェックをしていたと聞きます。今は、出来上がりが議運直前で、各課の見直しなどやっていないようですよね。

議案を秘密にするなど意味がありません。町長の指示待ちで、議案や予算が出来上がらないとも聞きます。町長も早めに結論を出して、早めに予算や議案書をできて出していただけるようにしていただければ、職員の方々も時間に余裕や、チェックをする時間も取れるはずです。

では、3問目の質問をさせていただきます。

先ほどの決算認定後の、各課で数字の違いが出たというのはなぜか。決算後に出たというのはなぜなんですか。そして、後日この金額等を、これはなぜ相違が出たのか、金額とかそちらのほうは一覧表にして、議員のほうに提出をしていただきたいと思うんですが、それからあと、決算審査後の修正、議決案件に当たるかと思いますけれども、総務課さんのほうは今後、これからどういうふうにされていくのか。

先ほどの1番目に言いました、なぜ数字の違いが出たのかというのは、できれば今、お話ができるんであれば、していただきたいと思います。

○議長(関 誠一郎君) 猿田議員、猿田議員の書類を見ないと分からないでしょうから、 ここで10分間の暫時休憩といたします。

午後 3時08分休憩

午後 3時47分開議

○議長(関 誠一郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

猿田議員の質疑において、書類整理、まだ時間がかかりそうなので、もう少しお待ちください。

ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

〇7番(三村孝信君) それでは、決算における質疑を行います。

決算資料、ページ39、2款総務費、2項徵税費、2目賦課徴収費についてお尋ねします。

○議長(関 誠一郎君) ごめんなさい、総務課長、まだ戻っていない。

7番三村孝信君。

○7番(三村孝信君) それでは、改めて質疑を行います。

決算資料39ページ、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費290万9,000円についてお 尋ねをいたします。

これは、令和2年、サザンヤードゴルフ場から課税間違いを指摘され、税金の還付をしたということを聞いております。ところが、今回の令和2年の決算報告で、これについての説明は議会にはありません。

そこで、1点、この金額はどこから流用し、幾ら支払っているのか。2番目、課税間違いというのは事実か。3番目、過誤納返還はしたのか。4点目、何年分返還したのか。

次に、議会に報告をしなかったのはどのような理由か。最後に、補正ではなく流用で対処したのは理由があるのか。

以上6点について答えを求めます。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 7番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の案件につきましては、固定資産の課税の誤りということで、予備費より徴税費のほうへ予算を使用してございます。今回の件は、課税の間違いということで更正したものでございます。

税額更正、還付につきましては、現年度、令和2年度を含めまして、平成28年度から令和元年度までの過年度4年度分を還付したものでございます。今回の還付につきましては、6年から10年までの分は対応してございません。

補正ではなく流用したという件ですけれども、今回の税の更正が昨年の7月中の支出決定であったということで、地方税法の第17条に定めてあります「地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。」と規定されておりますので、予備費で対応したものと伺ってございます。以上でございます。

- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **○7番**(三村孝信君) 質疑だから、まとめて聞いているんだけれども、回数3回だから。 実に説明が分かりづらいんですよ。私は6点きちんと言っているわけだから、それに一つ ずつきちっと答えてくれればいいんだけれども、これ一つずつ聞いてはまずいですか。
- ○議長(関 誠一郎君) いいですよ。
- **〇7番(三村孝信君)** じゃ、議長から許可が出たんで、もう一回、税務課長、聞き直しますよ。

この金額は予備費から……

- ○議長(関 誠一郎君) 三村議員、ちょっとマイク遠いです。
- ○7番(三村孝信君) ごめんなさい。

これ、予備費から流用したというんだけれども、支払った金額は、ここに書いてある金額で間違いないですね。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 三村議員さんのご質問にお答えいたします。

支払いましたのは、還付金としまして、平成28年度から令和元年度分の間違いの部分です。過年度分の4か年の合計が281万8,900円でございます。それに加算金の9万700円を足しまして290万9,600円を還付してございます。現年度分につきましては、税額更正により……

- ○7番(三村孝信君) それはいいよ。聞いていないからいい。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 失礼しました。
- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- ○7番(三村孝信君) ありがとうございます。

金額は間違いないということですね。これは課長から説明があったように、誤って課税 したということも事実だということですね。

次に、返還したのは4年分だということで、これもいいですね。

じゃ、そこで、議会に報告しなかったというのは、どういう意味なんですか。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 三村議員さんのご質問にお答えいたします。

説明につきましては、去る9月8日の決算特別委員会におきまして、今回の件について ご説明したところでございますが、課長として特別委員会の場に出席するのは初めてでご ざいましたので、不慣れなため、説明不足となりました。大変申し訳ございませんでした。

- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **〇7番(三村孝信君)** 了解しました。税務課長就任して間もないですから、今後しっかり研鑽を積んで、しっかりした税制を、徴税とかいろいろ大事な部署ですから、佐藤課長、頑張ってください。
- ○議長(関 誠一郎君) マイクをすみません。
- **〇7番(三村孝信君)** ああ、こっちか、ごめんなさい。聞こえました、今の。非常に期待をしている課長、頑張ってくださいね、町のためにね。

さて、そこで、尋ねますよ。課長はこの程度でいいですわ。

さっき、課長、これ、4年分返したというんだけれども、この城里町の中に、固定資産 税過誤納返還金取扱要綱というのがあるのをご存じですか。この中で、こういった場合、 過去10年に遡って返還するようにとなっているんですが、これはご存じですか。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 三村議員さんのご質問にお答えいたします。 私のほうでは存じてございます。
- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **〇7番(三村孝信君)** そこで、じゃ、いいですか。これ、10年間誤って課税されている というふうに、サザンヤードから指摘されているんじゃないのかな。それ、何で4年間し か返していないのか、そこのところがよく分からないので、再度お尋ねします。
- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 7番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

昨年度、この件につきまして町長と協議した中で、当然ながら10年還付という話は出た んですけれども、予備費関係で、年度途中であるために予備費から捻出を考えるに当たり まして、10年分を支出するのは難しいということで伺っております。

- ○7番(三村孝信君) 審議止めるぐらいの話だぞ、今。
- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **〇7番(三村孝信君)** ちょっとちょっと、ちょっと待ってくださいよ、課長。期待していたんだけれども、それは駄目だよ。

あなたたちが間違って税金を徴収していたんですよ。それを10年返すというのを分かっていて、予備費がないから返さないってどういうこと。こんなこと分かったら、町民、みんな自分の固定資産税調べますよ。おい、ちゃんと課税されているのかいと。税金なんているのは、お互い信頼関係があるから納めているんじゃないですか。それを、予備費が足りないから4年分しか返さなくて、それでいいやと、どういうこと、もう一回説明。

いやいや、町長の前に、佐藤課長、どういう指示があったのか、ちょっと言ってくださいよ。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 7番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

当時の協議内容につきましては、すみません、私が着任前でございましたので、その詳細については存じ上げてございません。

- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **〇7番(三村孝信君)** 分かった。これは十分理解しているから、佐藤課長、私ら議員も 全部分かっているから大丈夫ですよ。

それ、前の課長というのは鈴木課長なんだよ、もう辞めたけれどもね。鈴木課長からも話は聞いている。これ、誰が指示したというか、誰が指示したの、手挙げたらいいだろう。誰が指示したんだ。あなただろう。

- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** ご質問に回答させていただきます。

地方税法上は、過誤納付について、5年間払うというふうにされております。それから、町のほうの要綱で10年払うというふうになりまして、町の要綱上のほうは、条例等、議会の議決を得た条例と違って、内部の事務取扱要綱ですので、予算の範囲内で払うということで、補正がされていないということで、その時点では法令上の5年ということで払ったわけですが、本来であれば、その後補正をして、残り5年分について、補正をして払うべきところを、その後補正漏れ、あるいは補正じゃなくて、今年度の当初で見るという考えもあったかと思うんですが、その点ちょっと漏れてしまっておりましたので、今後速やかに、残り5年分についてもお支払いしたいというふうに思います。

- 〇議長(関 誠一郎君) 7番三村孝信君。
- **○7番**(三村孝信君) 町長、今言ったあなたの発言の重大さを分かっていますか。あなたね、過誤納付金が発生しているということをあなたは知っていたと、今認めたことだよ。それでいて、そのまま放置して、補正を組めばよかったと。あなた、今ね、指摘されて補正を組むという話じゃないんじゃないの、これは。

こういう事実が分かったら、納税者は町を信用できないですよ。今、議員の皆さんも、 それから傍聴の方もいらっしゃる、記者さんもいらっしゃる。そういう中で、こういう税 の取扱いをしている執行部なんていうのは、なかなかないと思う。

猿田議員のあれにしたって、1時間以上もたったって出てこないというのは、それは分かりますよ、あなたのそういう、リーダーとして失格だ。

これ、質疑だから意見はあまり言わないけれども、この件に関しては総務委員会で調査 してもらいたい。議長、私、要望しておきますよ。これ重大な問題でしょう。よろしくお 願いします。質疑なんで、これでいいですわ。

○議長(関 誠一郎君) ほかにございますか。

14番小圷 孝君。

○14番(小圷 孝君) 何でも分かっていて、自分判断で4年くらいしか返さない、10年返すという、税条例の仕様書には10年と書いてあるのに、あなた判断で全て物事やっているから、こういう形になるんですよ。条例や法律を守ってやるべきなんですよ、町長。それがみんな聞いたって、補助金の過剰支払いだって、あなたが止めているわけでしょう、私が調査して、町長が返事しないんだ。

補助金の適正化、法律があるんですよ、それだから、過剰に補助金取ったところも早く返してもらいなさいよと言っているのに、全然あなただけが返事しないで、こういう、町民が信頼して税金を払ってくれているんだから、速やかに取るやつは取る。だって、延滞金すごいでしょう、14.何%か取らなきゃならないんだから、遅れたら。

そういう形でいけば、返すやつは早く返してくださいよ。町長、どう思いますか、あなた、これだって、議決案件で議決もしないで、さっきの事故の案件だって5年も放っておいて、そういう町政は失格だ。直ちに辞表を書いて辞めていただきたい。

- 〇議長(関 誠一郎君) 答弁求めるんですか。
- ○14番(小圷 孝君) 求めない。時間がないですから。
- ○議長(関 誠一郎君) じゃ、ほかにございますか。

4番藤咲芙美子君。

〇4番(藤咲芙美子君) 質問は用意していなかったんです。突然なんですが、やっぱりおかしいと思うので、質疑をさせていただきます。

これは、ゴルフ場の内容からのことだというんですけれども、この過誤ということに対して、誰が責任者なんですか、最終の責任者は誰なんでしょう。何で返せないのか、それを聞きたいと思います。

それから、これは、もし過誤であれば、無償ではあり得ないですよね。何かやっぱり考えるべきなんじゃないですか。今、ほかの議員さんから、辞職だというようなことで言われましたけれども、それに値する問題だと思うんですけれども、まず、何で返せないのか、誰が責任者なのかお答えください。

〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。

〇町長(上遠野 修君) まず、誤解なきように、地方税法上、過誤納付金の支払い義務 というのは5年と定められているので、現年度分プラス4年で5年分、予備費を使って速 やかに、まずお支払いしたということでございます。プラス残りの5年分というのは、法 律ではなくて、町の事務取扱の要綱ですので、議会を通して定められた条例、条例上の義務、条例ではないです。事務取扱の規定ですので、条例ではないんです。

ですので、現在ある予算の範囲内で事務的に、法令で定められた年限を超えて、町として自主的に追加で払っているというような扱いの……いや、でたらめではありません。条例ではなくて内部規程でございますので、そういったことでございます。

取扱いとしては、町として5年分お支払いしますので、口座を教えてくださいというこ

とで送りまして、その口座が教えられたので、まず5年分お支払いをしているということ でございます。

- **○議長(関 誠一郎君)** 町長、条例は5年とあるけれども、要綱があれば10年なんですよ。それ勘違いしちゃ駄目ですよ。
- **〇4番(藤咲芙美子君)** 最終責任者は誰ですか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 最終責任は当然私でございますが、今後、補正を組んで、お認めいただければ、残り5年分についてもお支払いはしていきたいと思います。
- 〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。
- **○4番(藤咲芙美子君)** これ、10年間ということで要綱で、相手に伝えているはずですよね。10年間と伝えているのに、こちらが勝手にお金がないとか、要綱にない、内規のものだからといって5年間しか払わないというのは、これは違反じゃないんですか、やっぱり。違反をして平気な顔をしているという町の姿勢が、やっぱりおかしい、許せないと思うんですけれども、答えてください。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 補正の計上漏れについては、おわびしたいというふうに思います。
- 〇議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。
- ○4番(藤咲芙美子君) これ、おわびしたいじゃなくて、おわびはいいんですけれども、いいというか、おわびはもちろん必要だと思うんですけれども、これは誰におわびですか。 町民ですか、議員ですか、それともゴルフ場のサザンヤードですか。ちょっと答えてください。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 今、藤咲議員がおっしゃった関係する方々、皆様におわびしたいと思います。
- ○議長(関 誠一郎君) よろしいですか。
- **〇4番(藤咲芙美子君)** 早口で分からなかった。ごめんなさい、もう一度教えて。
- ○議長(関 誠一郎君) 町長、聞こえなかったって。もう一回。
- **〇町長(上遠野 修君)** 関係する皆様方におわび申し上げたいと思います。
- **〇4番(藤咲芙美子君)** ただ謝って済むもんじゃないんだけれども、いいです、3回終わりましたので。
- O議長(関 誠一郎君)
 ほかにございませんか。

 2番加藤木 直君。
- **〇2番(加藤木 直君)** 町長、この間、私、一般質問のときに、こういった不祥事みたいなもの、何かないですかと言ったでしょう、最後に。言わなかった、課長、局長、みん

なに。こういった問題があって、訴えられているのかどうか分からないけれども、そういったもので補正を組んだりというようなものはないですかと言ったのに、知っているじゃないか、あなた。誰も手を挙げない。この体制がまずい。

税務課長、知っていましたか。

- 〇議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 2番加藤木議員さんのご質問にお答えします。 概要については、私のほうで存じてございました。
- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。
- ○2番(加藤木 直君) 町長、知っていたんですか。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 加藤木議員の一般質問のときに問われましたが、議会に議案として出すような案件がないかというようなご指摘で、今回、損害賠償とか和解の議案が出ていましたので、それに類するようなものがないかというようなことで解釈をしておりました。

今回の件につきましては、事務的な間違いということで、訴訟とかそういったことに、現在のところはなっておりませんので、事務的に過誤納付金を返すと。これは実際、年間数十件ございます。今回たまたまサザンヤードの件が出ましたが、予算書上、毎年470万ぐらいですね、過誤納付金の還付を行っていますので、特別にこの案件だけ、過誤納付金はほかにもありますので、とりたててこの案件だけ個別にお話しする性質のものでないというふうに理解しておりました。

- ○議長(関 誠一郎君) 加藤木さん、ちょっと待って。 サザンヤードから不服申立てされています、これは現実ですので。それを踏まえて。 2番加藤木 直君。
- **〇2番(加藤木 直君)** 私、課税の問題も言いましたよね。土地の問題、こういうものはありませんかと言ったじゃないか。税務課長も、言っていいものかどうか、多分困ったと思うんですよ。

税務課長、お願いします。

- ○議長(関 誠一郎君) 税務課長佐藤 宰君、正直に言ってよ。
- ○税務課長(佐藤 宰君) 2番加藤木議員さんにお答えいたします。

不服申立てにつきましては、税務課のほうに郵送されまして、総務課のほうで預かり案件となってございます。

- 〇議長(関 誠一郎君) 2番加藤木 直君。
- **〇2番(加藤木 直君)** 正直でいいと思いますけれども、これから、一般質問で本当のことを言ってもらえなかったら、一般質問なんかやったってしようがないでしょう。そう思わないですか、町長。

- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 税務課長のことをかばうというか、正確に誤解なきようにお答えしますが、固定資産の評価委員会というのは総務課の外の……ちょっと聞いてください。外部専門家から成る固定資産評価委員会のほうに申立てがありまして、その申立ての結果を町の側では待っている状態ですので、ただ、その不動産評価委員会のほうの申立てのことは、過誤納付の件ではありません。過誤納付の件ではなくて、用途の件について別件で申立てがあって、それは第三者委員会のほうで審査すべきものですから、そこは今回の過誤納付のやつとはまた、しっかりと分けて理解していただきたいと思います。

そして、それは、例えば、別件ですけれども、太陽光発電の課税を見直してほしいとか、そういったことで、ほかにも審査申立て案件というのはあります。その結果、審査申立ての結果、町側の主張が認められて、課税が正しかったというふうに判断されることもあります。ですので、そういった第三者機関の判断の前に、町のほうでこうだった、ああだったというふうに言うのは適切ではありませんので、それは税務課長がですね……それは、過誤納付金の件と用途の件というのは別の案件だということです。そこは……今の話が混同して話されていたので、それは別の話ですよというのを誤解なきように、過誤納付金の件と不動産評価委員会の話というのは別の話ですので、どうか誤解なきようにお願いします。

○議長(関 誠一郎君) ほかに。

[「進行」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 現在、議会に審議をお願いしている決算の件につきましては、 事務的な誤りがあったということで、大変申し訳ないと思っております。一度議案を取下 げさせていただきまして、再度、また次の機会の議会でご審議いただきたいと思います。 よろしくお願いします。
- ○議長(関 誠一郎君) ただいま町長より、日程第33から第39、議案第67号から第73号まで取下げという発言がございました。
 - ここで議員の採決を求めます。
 - 8番河原井大介君。
- **〇8番(河原井大介君)** 決算委員長としてお尋ねしますが、どうして取下げなんでしょうか。お願いします。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 大変申し訳ございません、猿田議員よりご指摘いただいた件に つきまして、資料の修正に時間がかかりますので、また、地方税法上は、決算の認定は次 の予算までに議会の決をいただくということになっておりますので、正確には来年の3月 の当初予算、来年度当初予算までに決算の認定をいただければ、地方税法上、問題がない

ということでございますので、ここで資料作成を待っていただいたり、不完全な資料でご 審議いただくより、きちんとした資料を用意してご審議いただくほうが充実した審議がで きるだろうということで、取下げさせていただきたいと思います。本当に申し訳ございま せん。

- ○議長(関 誠一郎君) よろしいですか。 8番河原井大介君。
- **○8番(河原井大介君)** 1点、これは前代未聞だと思うんですね、決算のやつを取り下 げるというのは。いまだかつてないです。

それについて、町民の方々に分かりやすく、どういうところが猿田議員の指摘があって、取下げすることに至ったもの、決算が終わって、その後の数字が違うんですけれども、それをちょっともう少し分かりやすく、今回、前代未聞でありますので、ちょっと丁寧に、町民への説明をお願いします、ここで。

- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 資料に事務的な誤りがあったということで、資料のもう一度チェックに、複数の目のチェックに時間がかかるということで、今度出すときには正しい、計数的に正しい資料を出すために、お時間をいただきたいというふうに思います。本当に申し訳ございません。
- 〇議長(関 誠一郎君) 8番河原井大介君。
- ○8番(河原井大介君) 計数的に間違っているということは、具体的にどういった計数で猿田さんはお話しされ、どのように間違っていると認識をされているから取り消すということに至ったのか、そこを具体的に、詳細に丁寧にお伝えしていただけませんかとお願いしているんです。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **○町長(上遠野 修君)** 令和2年度の数字のところではなくて、令和元年度のところの数字なんですが、決算意見書のうち、前年度の令和元年度分の数字に、去年出したものと今年出したものでそごがあるということですので、そこの数字を、猿田議員ご指摘の数字と今回出した資料と、きちんと、どちらが正しいのか、あるいは差が生じた理由について、きちんとした説明をするために、お時間をいただきたく存じます。
- 〇議長(関 誠一郎君)ほかに。4番藤咲芙美子君。
- **〇4番(藤咲芙美子君)** ちょっと、これって、認定はどうなんですか、認定の議決は。 認定の議決をしないで今流して、来年の3月までにというようなことを言ったじゃないで すか。それって、そんな勝手なことってできるんですか。私、よく分かりませんけれども。
- 〇議長(関 誠一郎君) 町長上遠野 修君。
- **〇町長(上遠野 修君)** 地方自治法上は来年の3月までということなんですが、実際に

はそうならないように、確認ができ次第、速やかにご審議をお願いしたいと思っております。

- ○議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。
- ○4番(藤咲芙美子君) それでしたら、認定の議決を受けてから修正を出すべきなんじゃないですか。
- ○議長(関 誠一郎君) 4番藤咲芙美子君。
- **〇4番(藤咲芙美子君)** じゃ、改めての認定については、ちょっとすみません、今の質問取消し。
- 〇議長(関 誠一郎君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議案の取下げ

○議長(関 誠一郎君) それでは、ただいま町長から、決算に関する議案第67号から議 案第73号について取下げということがございました。

ここで、取下げについて採決をいたしたいと思います。

この取下げについて、賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(関 誠一郎君) 賛成多数でございます。

よって、取下げを認めます。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意 見書採択を求める請願

〇議長(関 誠一郎君) 次に、日程第40、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

本案は、9月7日に教育産業常任委員会に付託されたものであります。

教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長三村孝信君。

[教育產業常任委員長三村孝信君登壇]

- ○教育産業常任委員長(三村孝信君) 教育産業常任委員会を代表し、9月7日に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査結果についてご報告をいたします。
 - 9月9日に本委員会を開催し、請願内容について審査をいたしました。

教職員の現状は、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であり、

教職員定数改善は不可欠であります。また、義務教育費の国庫負担率につきましても、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫しております。こういった観点から、政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、当委員会としましては慎重に審議し、全会一致で採択とすることに決定いたしました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告とします。議長においてお諮りを願います。

○議長(関 誠一郎君) お諮りいたします。

請願第1号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室へお集まりください。

なお、議員各位はそのままお待ちください。

午後 4時25分休憩

午後 4時29分開議

〇議長(関 誠一郎君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

〇議長(関 誠一郎君) ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、7番三村孝信君外6名から発議第7号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。 議会事務局長に追加日程を配付させます。タブレットに入っています。

[追加日程配付]

発議第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

○議長(関 誠一郎君) 追加日程第1、発議第7号 教職員定数改善及び義務教育費国

庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第7号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第7号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります7番三村孝信君より、発議第7号の趣旨説明を求めます。 7番三村孝信君。

[7番三村孝信君登壇]

〇7番(三村孝信君) 発議第7号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に 係る意見書の趣旨説明を申し上げます。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育国庫負担制度については、国庫負担率が3分の1に引き下げられました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮りください。

○議長(関 誠一郎君) これより質疑に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長等へ提出 をさせます。 ______

日程追加

○議長(関 誠一郎君) さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、10番阿久津則男君外 6 名から発議第 8 号が提出されました。この際、これを 日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。 議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

○議長(関 誠一郎君) 追加日程第2、発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に 対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第8号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります10番阿久津則男君より、発議第8号の趣旨説明を求めます。 10番阿久津則男君。

[10番阿久津則男君登壇]

〇10番(阿久津則男君) 発議第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税 財源の充実を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。コロナ禍で地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応が迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であります。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。 以上です。

○議長(関 誠一郎君) これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑の終結をいたします。

これより討論に入ります。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長等へ提出 させます。

会議時間の延長

○議長(関 誠一郎君) 本日の会議時間は、都合によって、あらかじめ延長します。 ここで、暫時休憩し、議会運営委員会を開催したいと思います。

午後 4時37分休憩

午後 4時59分開議

○議長(関 誠一郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町民課長雨宮忠芳君が早退しましたので、課長補佐加藤孝行君が出席しております。

発言の取消し

○議長(関 誠一郎君) ここで、12番杉山議員より、謝罪及び発言の訂正を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

12番杉山 清君。

〇12番(杉山 清君) 12番杉山 清であります。

昨日おととい、一般質問の前座において、2点ほど話をさせていただきました。その1 点目でありますが、この文章につきましては全てを削除させていただきます。

そして、長きにわたり掲示板において、各議員に多大なる名誉を棄損する書き込みをしてまいったことにおいて認め、謝罪をいたします。大変申し訳ありませんでした。

- ○議長(関 誠一郎君) 杉山議員、聞こえないという話です。 最初からお願いします。
- **〇12番(杉山 清君)** 15日の一般質問において、前座で2点ほど話をさせていただきました。この1点について、文章を全て削除させていただきます。

そして、長きにわたりインターネット掲示板において、誹謗中傷、名誉棄損をする書き 込みをしたことを認め、ここに謝罪を申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

小松崎三夫様、根本正典様、桐原健一様、亡くなられた余水紀夫様、関 誠一郎様、河原井大介様、小圷 孝様、鯉渕秀雄様、小林祥宏様、阿久津則男様、三村孝信様、薗部 一様、片岡藏之様、藤咲芙美子様、加藤木 直様のご家族の皆様にも大変申し訳ありませんでした。そういったことで、謝罪をもって、私の心からのおわびと申し上げます。

○議長(関 誠一郎君) ただいま杉山議員から、謝罪及び発言の取消しがございました。 謝罪の件につきまして、何かご質問はございますか。

14番小圷 孝君。

- **〇14番(小坏 孝君)** この間、一般質問の冒頭に、KT議員という感じで非常に言われまして、非常に長い間、うちの家族が被害者になっていました。そういう形で、私は杉山さんに裁判中にも申し上げてきたんですけれども、ここで議員辞職をする気があるのかどうか。裁判中にも、そういう形で和解案の中に入れてきたんですけれども、はっきりここで辞職するのかしないのか、その点だけ聞かせていただきたい。
- O議長(関 誠一郎君)どうですか、杉山議員。12番杉山 清君。
- **〇12番(杉山 清君)** 議会は、私1人で進路というのは、なかなか決められないもの もあります。そういった形の中で、周りの、また後援会等、話し合いながら進めていきた いと思います。
- 〇議長(関 誠一郎君)小圷議員、分かりましたか。14番小圷 孝君。
- **○14番(小坏 孝君)** やったことは世界中に拡散されて、要するにアメリカのほうから、世界中から電話がかかってきました。そういう形で、後援会と決めて辞めるなんていうんじゃなくて、ここですっきりと辞めていただくのが筋かなと思うんですけれども、それができないんでしたら、私は本当に残念だと思います。
- ○議長(関 誠一郎君) 杉山議員、さっきの答弁と同じですか。
- 〇12番(杉山 清君) はい。

○議長(関 誠一郎君) それでは、発言の取消しにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

動議の提出

〇議長(関 誠一郎君) ただいま、10番阿久津則男君外8名から、杉山 清議員に対する議員辞職勧告決議についての動議が提出されました。

この動議は、城里町議会規則16条に規定する1人以上の賛成がありますので、成立しました。

日程追加

○議長(関 誠一郎君) ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 杉山清議員に対する辞職勧告決議についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

[追加日程配付]

○議長(関 誠一郎君) ここで、杉山議員の除斥をお願いいたします。

[12番杉山 清君退席]

発議第9号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

〇議長(関 誠一郎君) 追加日程第3、発議第9号 杉山清議員に対する辞職勧告決議 についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第9号の朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります10番阿久津則男君より、発議第9号の趣旨説明を求めます。

10番阿久津則男君。

[10番阿久津則男君登壇]

〇10番(阿久津則男君) ただいま、杉山議員から訂正・謝罪がありましたが、議員を辞職する発言がありませんでしたので、杉山 清議員に対する議員辞職勧告決議を述べます。

令和3年城里町第3回定例会の9月15日、杉山議員の一般質問の冒頭、同僚議員等の誹謗中傷の書き込み、訴訟の結果、自分は不起訴であり無罪であった。これに関し、誰からも謝罪を受けていない。こんな城里町議会は恐ろしい議会である旨の発言がございました。

この発言に対し、議会運営委員会を開催し、杉山 清議員から発言の趣旨を聞いたところ、無罪である発言の取消しの申出がありました。この発言の意図するところを聞き取りしていたところ、突然、今までかたくなに否定してきた誹謗中傷の書き込みは自分であることを認めました。さらに、8年ほど前からあった多くの城里町議会議員への誹謗中傷の書き込みも全て自分であることを認めました。

この自白には非常に驚きました。城里町政治倫理審査会での証言や同僚議員との裁判に おいても一貫して、タブレットは盗難され、書き込みは知らないと訴えていたものが、突 然証言が翻り、杉山 清議員自身の書き込みであると自白がなされたのです。

これを受け、令和3年第3回定例会最終日に議場において、恐ろしい議会だと発言した ことの謝罪、そして、インターネットへの誹謗中傷の書き込みをしていたことの謝罪をす るよう忠言いたしました。

本人は、同僚議員との裁判により心労がたたり、体重の減少、体調不良があることを訴えていましたが、それは自業自得であり、正体不明の相手から誹謗中傷を受け続けていた者は、それ以上の恐怖と苦しみを感じていたことを全く理解しておりません。杉山議員と特定されなければ、書き込みは今も続いていたことでしょう。

何よりも、正直に自白し謝罪したとしても、この行為は議会議員として決して許される ものではありません。杉山議員には、書き込みをした議員への謝罪と書き込み内容の削除 を求めます。

さらに、自ら身を律し、議員辞職すべきと考え、ここに城里町議会として杉山 清議員 の議員辞職勧告を決議いたします。

令和3年9月17日城里町議会。

以上です。

○議長(関 誠一郎君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 質疑なしと認めます。

質疑の終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

8番河原井大介君。

[8番河原井大介君登壇]

〇8番(河原井大介君) ただいま杉山議員に対して提出された議員辞職勧告決議案に賛成の立場から討論させていただきます。

おととい、議会運営委員会の中において、杉山議員は、過去7年間にわたる各議員への 誹謗中傷、先ほど謝罪の中でもありましたが、各議員のお名前、そしてご家族の方にご迷 惑をかけたこと、そして誹謗中傷、侮辱を続けていたことをお認めになりました。非常に 残念な話であります。

何で、議員が誰にも見られないところで、黙ってインターネットに書き込み、誹謗中傷を続けるのか。我々がここにいる理由は、議会壇上で、時にはけんかもするかもしれないけれども、泣いたり笑ったり怒ったり、税金の使い道を感情豊かに、大きく、そして広く、ここで話し合うと、そのために議会議員の選挙に出ているというふうに思っています。

いずれにしても、子供たち、その未来をしっかり見つめよう、教育や福祉や様々な予算 に議論をする、政策論議をする、その議員が、自分の思いに、ちょっと違うな、そして議 会での、ある意味での争い、そのことをインターネット上に書き込み、ある意味溜飲を下 げていた、ストレスを発散していたのではないか、そう思うと、非常に残念でなりません。

私としては、いずれにしても賛成の立場でお話をさせていただいておりますけれども、 会津藩には什の掟、子供たちを、会津藩士を育てるための什の掟というルールがあります。 そのルールの中で、全部はお話ししませんが、7つほど、そのうちの4つには、うそを言 うことはなりません、ひきょうな振る舞いをしてはなりません、弱い者をいじめてはなり ません、とにかくならぬことはならぬものです。

いずれにしても、今回やった問題は許されるものではありません。皆様方の議員各位の その思いをしっかり、この議決の場である議会の場で表明をしていただければと思います。 ありがとうございます。

○議長(関 誠一郎君) ほかに。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番(三村孝信君) 阿久津則男議員の原案に賛成の立場で討論します。

まず、これをご覧になってもらいたい。これは、杉山議員が書き込んだインターネットの書き込みをプリントアウトしたものの中の一部です。なぜこれ一部かというと、実名で書かれたものなんです。ということは、私の例でいいますと、税の滞納をしているということで、実名の書き込みが大変多いんですよ。

ひとつ皆さんに、ここで思い出していただきたいのは、八千代町の町長が対立候補の滞

納情報を有権者に漏らした、たった1人ですよ、それが在宅起訴されて有罪なんですよ。 杉山議員においては、インターネットに書き込んだ中で、この付箋が貼ってあるやつです よ。これを実名で、私を含め、ほかの2人の税情報を載せているわけですよ。犯罪じゃな いですか、これは。十分、私の元の同僚議員2人のケースで、立派に告発できると私は思 っているんですよ。

そして、一つ、今日の新聞情報なんですが、読売新聞なんですが、1面に、侮辱罪の厳 罰化を諮問したと。これ、懲役刑の導入まで考えていると。これなぜかというと、ネット 中傷を抑止するためなんですよ。

もう一つ、これは朝日ですが、朝日の社会面では、配布端末で子供が悪口を書いたんですね。そうしたら、小6が自殺しているんですよ。こういった今、社会問題になっていることを、杉山議員は7年半前から書き続けていたと。この重大さをよく議員各位は認識してもらいたい。

実名がここで出ていますので、実名で話します。小松﨑三夫元議長においては、書き込みの量としては一番多かったでしょう。その間、どれほどの思いをしたか。ある場所で、小松﨑さんが毎朝、我慢、我慢と言われて出てくるんだよと言っていました。この苦しい思い、それは書かれた者じゃなきゃ分からないですよ。

それから、根本正典さん、私と根本さん、本当に悔しいと。根本さん、俺、頭来ちゃって酒飲んじゃったよと言ったら、根本さんは、眠れなかった、私だって眠れないよと。しかも、根本さん、小松﨑さんは、この杉山 清議員の書いた書き込みが議員生活や選挙に影響したと私は思いますよ。その責任も杉山議員にはある。

それから、続いて桐原健一議員、この書き込みにより党の推薦が受けられなくなり、議員生活を諦めています。それから、もう亡くなっていますが余水議員、余水議員は、いいですか、滞納と脱税の違いをよく認識してください。滞納というのは、税額を申告しているけれども、何かの事情があって納められないんですよ。余水議員は、ちゃんと分割して分納していたんですよ。それを執拗な書き込みで、悔しい思いをしたままあの世へ逝ったんですよ。

あとの方は、今も現職で議員をやっている方ですから、幾らでも悔しい思いや何かを直接本人に議場でも言えるでしょうけれども、今名前を挙げた4名の方は、残念ながら議会活動はやめていますよ。だから、代わって代弁して申し上げます。

今後についても、私は、杉山議員がここで謝罪したからといって、それはすぐに許すというわけにはいきません。それはなぜか。多くの方がいろんなことで影響を受けているんですよ。だから、この税金の問題についても、これから追及をして、きちっと対処をしていくと、そういうことで考えてはおります。

どうか傍聴されている方の中にも、今名前を挙げた方がいらっしゃいますよ。その方の 気持ちを酌んで、この議員辞職勧告決議案にご賛同を願いたい。 以上です。

○議長(関 誠一郎君) ほかにございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、発議第9号 杉山清議員に対する議員辞職勧告決議についてを採決いたします。

本案に賛成の方は……

- 〇13番(鯉渕秀雄君) 議長、棄権します。
- ○5番(片岡藏之君) 同じく、議長、退席します。

[5番片岡藏之君、13番鯉渕秀雄君退席]

〇議長(関 誠一郎君) ただいま、鯉渕議員、片岡議員が退出いたしました。 それでは、本案に賛成の方のご起立を願います。

[賛成者起立]

〇議長(関 誠一郎君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、杉山議員の除斥につきましては、これを解除いたします。

[5番片岡藏之君、12番杉山 清君、13番鯉渕秀雄君復席]

○議長(関 誠一郎君) 杉山 清議員に申し上げます。

ただいま動議がありました杉山 清議員に対する議員辞職勧告決議は可決されましたことを報告いたします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

〇議長(関 誠一郎君) 次に、日程第41から日程第43まで、議会運営委員会、総務民生 常任委員会及び教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを一括議題といたし ます。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について、 閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関 誠一郎君) ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第30号 城里町議会議員及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する 規定

報告第31号 城里町貸切バス事業者及びタクシー事業者支援事業支援金交付要綱

報告第32号 城里町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱

報告第33号 令和2年度城里町一般会計継続費精算報告書

報告第34号 令和2年度地方公共団体健全化法に関する健全化比率及び資金不足比率

報告第35号 令和2年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

報告第36号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書

報告第37号 株式会社物産センター山桜決算報告書

報告第38号 城里町国土強靭化地域計画

報告第39号 例月出納検査報告(6月、7月、8月)

〇議長(関 誠一郎君) 次に、日程第44、報告第30号 城里町議会議員及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する規程から日程第53、報告第39号 例月出納検査報告(6月、7月、8月)執行分については、後ほどご熟読ください。

以上で、今定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長(関 誠一郎君) ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

〇町長(上遠野 修君) 令和3年第3回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言 ご挨拶を申し上げます。

本議会に提案いたしました議案等につきましては、慎重審議をいただき、厚く御礼を申 し上げます。また、議員各位から賜りました貴重なご意見につきましては、今後の町政執 行の参考とさせていただきます。引き続き、格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願 い申し上げます。

また、修正案が提出されました案件につきましては、真摯に受け止め、予算の執行に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、体調管理に十分注意され、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

〇議長(関 誠一郎君) 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始熱心にご審議 をいただきました。ここで全議案を終了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心よ り感謝のお礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、成立いたしました議案の執行に当たり、議員各位のご意見 を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました議員各位のご協力に対し心から感謝を申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長(関 誠一郎君) 以上をもちまして、令和3年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時30分閉会